

# 熊本県公報

号外 第56号 令和2年(2020年) 9月30日(水) (毎週火·金発行)

# 目 次

#### 規 則

○熊本県肉用牛産肉能力直接検定規則の一部を改正する規則・・・・ (農業技術課) 1 ○熊本県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・ (畜産課) 1

### 規 則

熊本県肉用牛産肉能力直接検定規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県規則第38号

熊本県肉用牛産肉能力直接検定規則の一部を改正する規則 熊本県肉用牛産肉能力直接検定規則(昭和43年熊本県規則第58号の2)の一部を次のように改正する。

のように改正する。 第5条中「の各号」を削り、同条第1号中「第32条の2第3項」を「第32条の9第3項」に改め、同条第4号中「、原則として、6カ月」を「原則として6月」に改め、同条第5号中「、原則」を「原則」に改める。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

能本県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

熊本県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第39号

熊本県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条但書」を「第12条第1項ただし書」に、「家畜人工授精用精液採取回数」を「家畜人工授精用精液の採取の回数」に改める。 第7条を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第6条関係)

第 号

家畜人工授精所開設許可証

氏名(法人にあっては、名称)

家畜人工授精所の開設については、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第24条の 規定により次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 家畜人工授精所の名称
- 2 家畜人工授精所の所在地
- 3 家畜の種類及びその業務の別

別記第5号様式から別記第7号様式までを削る。

この規則は、令和2年10月1日から施行する。